

○神奈川県立県民ホール条例施行規則（昭和49年3月30日神奈川県規則第20号）新旧対照表

新	旧
第1条・第2条　(略) (指定管理者の指定の基準)	第1条・第2条　(略) (指定管理者の指定の基準)
第3条　条例第5条第6号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1)　(略) (2)　県民の文化芸術の振興及び福祉の増進を図るための施設としての神奈川県立県民ホール (以下「県民ホール」という。) <u>(神奈川芸術劇場に限る。)</u> の役割を適切に担えること。 (本館の利用の申込み)	第3条　条例第5条第6号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1)　(略) (2)　県民の文化芸術の振興及び福祉の増進を図るための施設としての神奈川県立県民ホール (以下「県民ホール」という。) の役割を適切に担えること。 (本館の利用の申込み)
第4条　条例第11条第1項の規定により本館の利用の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設にあつては当該各号に定める期間内に <u>知事</u> に申し込まなければならない。この場合において、国際的な催し等で次の各号に定める期間前に利用の申込みをしなければ催し等の開催に支障を生ずると認められるもののうち、 <u>知事が定める基準</u> に該当するものを開催するための当該各号に掲げる施設の利用については、利用月（利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月をいう。以下同じ。）の24月前の月の初日から <u>利用月の14月前</u> （会議室及びリハーサル室にあつては、6月前）の月の末日までの期間に申し込むことができる。 (1)・(2)　(略)	第4条　条例第11条第1項の規定により本館の利用の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設にあつては当該各号に定める期間内に <u>指定管理者</u> に申し込まなければならない。この場合において、国際的な催し等で次の各号に定める期間前に利用の申込みをしなければ催し等の開催に支障を生ずると認められるもののうち、 <u>知事の承認を得て指定管理者が定める基準</u> に該当するものを開催するための当該各号に掲げる施設の利用については、利用月（利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月をいう。以下同じ。）の24月前の月の初日から <u>14月前</u> （会議室及びリハーサル室にあつては、6月前）の月の末日までの期間に申し込むことができる。 (1)・(2)　(略)
2　前項第1号に掲げる施設について、同一日時に同一施設の利用の申込みが、同項第1号に定める期間内において <u>知事</u> が別に定める期間に、2以上の申込者によりされたときは、 <u>知事</u> は、抽せんを行い、申込者を定める。	2　前項第1号に掲げる施設について、同一日時に同一施設の利用の申込みが、同項第1号に定める期間内において <u>指定管理者</u> が別に定める期間に、2以上の申込者によりされたときは、 <u>指定管理者</u> は、抽せんを行い、申込者を定める。
3　(略) (神奈川芸術劇場の利用の申込み)	3　(略) (神奈川芸術劇場の利用の申込み)

第5条 (略)

2 (略)

3 第1項の場合において、国際的な催し等で同項に定める期間前に利用の申込みをしなければ催し等の開催に支障を生ずると認められるもののうち、知事の承認を得て指定管理者が定める基準に該当するものを開催するための神奈川芸術劇場の施設の利用については、利用の承認を受けようとする者は、利用月の24月前の月の初日から利用月の15月前の月の末日までの期間に申し込むことができる。

4 (略)

(利用の制限)

第6条 条例第11条第2項第4号に規定する県民ホールの管理上支障があると認められるときは、次に掲げるときとする。

(1) 神奈川芸術劇場のホール、大スタジオ、中スタジオ、小スタジオA若しくは小スタジオBを引き続き指定管理者が別に定める期間を超えて利用するとき。

(2) その他知事（神奈川芸術劇場にあつては、指定管理者。次条において同じ。）が、条例第11条第1項の規定により利用の承認を受けようとする者が施設を利用することを、不適当と認めるとき。

(入場の制限)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者には、県民ホールへの入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(1)・(2) (略)

(遵守事項)

第8条 県民ホールを利用する者（承認を受けた者又は利用目的に応じて入場した者をいう。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

第5条 (略)

2 (略)

3 第1項の場合において、国際的な催し等で同項に定める期間前に利用の申込みをしなければ催し等の開催に支障を生ずると認められるもののうち、知事の承認を得て指定管理者が定める基準に該当するものを開催するための神奈川芸術劇場の施設の利用については、利用の承認を受けようとする者は、利用月の24月前の月の初日から16月前の月の末日までの期間に申し込むことができる。

4 (略)

(利用の制限)

第6条 条例第11条第2項第4号に規定する県民ホールの管理上支障があると認められるときは、次に掲げるときとする。

(1) 本館の大ホール、小ホール、リハーサル室、会議室若しくはギャラリー又は神奈川芸術劇場のホール、大スタジオ、中スタジオ、小スタジオA若しくは小スタジオBを引き続き指定管理者が別に定める期間を超えて利用するとき。

(2) その他指定管理者が県民ホールを利用することが不適当と認めるとき。

(入場の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者には、県民ホールへの入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(1)・(2) (略)

(遵守事項)

第8条 県民ホールを利用する者（承認を受けた者又は利用目的に応じて入場した者をいう。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>許可なく付属設備を県民ホール外に持ち出さないこと。</u>	(2) 付属設備を県民ホール外に持ち出さないこと。
(3) 許可なく壁、柱、窓、扉等にポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくは <u>貼り付け</u> 、文字等を書き、又はくぎ類を打たないこと。	(3) 許可なく壁、柱、窓、扉等にポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくは <u>はりつけ</u> 、文字等を書き、又はくぎ類を打たないこと。
(4)～(10) (略)	(4)～(10) (略)
第9条・第10条 (略)	第9条・第10条 (略)